



ハラスメントの 防止と解決のために

学校法人 九州学園
福岡女子短期大学 / 附属野方幼稚園

九州学園は

構成員が個人として尊重され

良好な修学、教育、研究および就労等の

機会と権利が保障されるよう努めます

発行：学校法人 九州学園 ハラスメント防止委員会

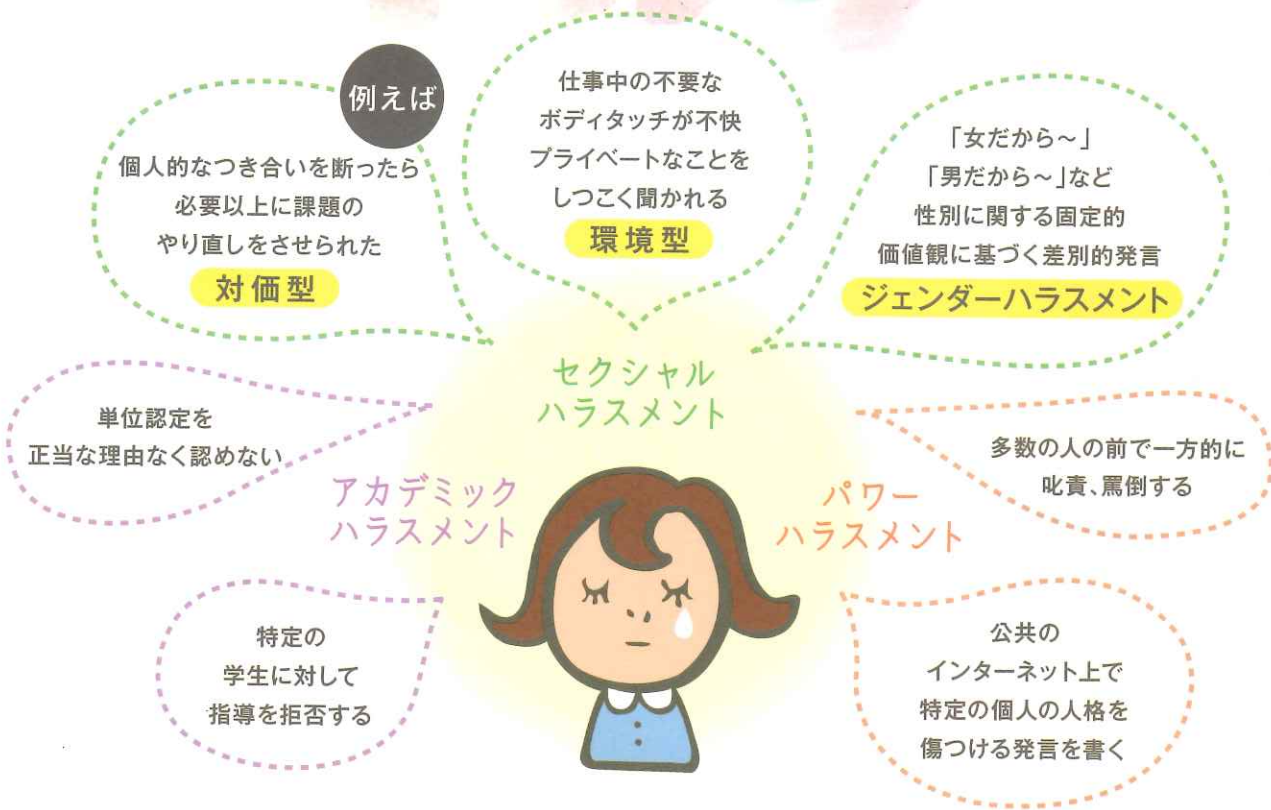
〒818-0193 福岡県太宰府市五条四丁目16番1号

tel. 092-922-4034 (代表)

ハラスメント相談専用メール：noharass@fukuoka-int-u.ac.jp

ハラスメントとは

相手の意に反する不適切な言動によって、相手に不利益や不快感を与え、教育・就労環境を悪化させることです。ハラスメントは人権侵害行為です。



ハラスメントの予防と解決に向けて

《 ハラスメントをしないために 》

個人の尊重

1人ひとりの人格価値観を大切にしましょう

ハラスメントについての認識

正しい知識を持つことが大切です

権力の自覚

自分の立場や優位性に敏感になりましょう

相手への配慮

相手の健康状態や感情への配慮を心がけましょう



ハラスメントを受けたと思ったら

相談する

一人で抱え込まないことが大切です。信頼できる人や相談窓口にご相談ください。

意思表示

嫌なこと、迷惑なことは、はっきり相手に意思を伝えることが大切です。ただし、意思表示ができなくてもあなたの落ち度ではありません。

記録をとる

「いつ・どこで・誰から・どのようなことをされた」などを記録してください。



友人や知人が被害にあっていたら

相談に応じる

気づいたときは、話をよく聞いて相談に応じてください。可能であれば、相手方に注意を促しましょう。

相談窓口への紹介

相談窓口で相談することを勧めてください。本人が相談できないときは、代わりに相談することもできます。



何らかの対応介入を求める場合は「救済申立書」を提出



ハラスメント防止委員会
相談者の救済に向けて対応状況に応じて「調整」「調査委員会の設置」相手方への注意・警告など